

【別紙】地方公共団体による情報公開の様式例

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 平成21年6月29日
作成担当部署 福井県健康福祉部医務業務課

2 第三セクター名等

第三セクター名 (財)認知症高齢者医療介護教育センター
第三セクター所在地 〒910-3623 電話番号 (0776) 98-2700
設立年月日 平成6年3月1日 ホームページアドレス http://www.fukui-sukoyaka-silver.or.jp/

3 基本財産 50,000千円 (当該地方公共団体の出捐割合 100%)

4 事業内容 福井県立すこやかシルバー病院の管理運営、認知症予防知識の普及啓発、認知症介護教育

5 財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総資産	302,943	325,025	431,249
	負債	181,753	140,737	213,815
	(うち有利子負債)	()	(0)	(0)
	正味財産	121,190	184,288	217,434
	累積剰余金	0	0	0

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総収入(=経常収入+経常外収入+特別利益)	643,942	655,271	634,495
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	(0)	(0)	(0)
	経常支出	558,589	567,340	578,641
	当期損益	25,879	24,833	22,709
	減価償却前当期損益	25,879	24,833	22,709

6 役員員の状況

役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員平均年収(千円)
8名(うち地方公共団体退職者2名)	60.6	0	55名(うち地方公共団体退職者2名)	37.1歳	5,183千円(医師含む)

7 第三セクターへの関与の状況

(1) 公的支援

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 補助金(助成金)	0	0	0	
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他()				
小計	0	0	0	
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	0	0	0	
(参考) 委託料	0	0	0	

(2) その他

項目	内訳			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資金	0	0	0	平成6年度 50,000千円出捐(出捐比率100%)
合計	0	0	0	

8 地方公共団体による監査結果

9 地方公共団体による点検評価の結果

経営状況についての予備的診断における評価	A	A:経営努力を行いつつ事業は継続、B:事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要、C:深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要
今後の方向性	ア	ア:経営努力を行いつつ現状のまま存続、イ:事業内容等の見当。を行った上で存続、ウ:再建を行いつつ存続、エ:廃止、又は完全民営化、若しくは事業の民間譲渡、オ:その他()
(今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題等) 特になし		
(その他)		

10 その他の特記事項

- 出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。
 - ・民法法則においては、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成元年9月20日閣議決定)の7情報公開に掲げる①定款又は寄附行為、②役員名簿、③(社団法人の場合)社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書
 - ・商法法人においては、商法第2別条第1項各号に掲げる①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④利益の処分又は損失の処理に関する議案
- 当様式及び関係書類を情報公開する際には、地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。
- 公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)
 - <貸借対照表>資本=正味財産の部合計
累積欠損金=正味財産の部合計
 - <損益計算書>損益計算書=収支計算書及び正味財産計算書
総収入(=売上高+営業外収益+特別和途=総収入(=当期収入合計+借入金収入等(損益に無関係の項目))
経常損益=当期正味財産増減額-(特別損益項目の資産の増減+特別損益取引に係る当期収支差額)
当期損益=当期正味財産増減額
減価償却前当期損益=当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)